

## 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

### 1. 背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合自動車基準調和世界フォーラム（WP. 29）第 193 回会合において、「サイバーセキュリティに係る協定規則（第 155 号）」等の改訂が採択されたほか、自動車の特定改造等の許可制度の合理化のため、特定改造等の実施に係る能力基準適合証明書について、プログラム等の適切な管理及び確実な改変を確保するために必要な業務管理システムに関する要件及びサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムに関する要件の審査を個別に行う必要がある。

これを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和 2 年国土交通省令第 66 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### (1) 道路運送車両の保安基準の一部改正

協定規則第 155 号の改訂に伴い、サイバーセキュリティ規制の対象車両に二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を加えることとする。（第 17 条の 2 関係）

##### 【適用時期】

新 型 車：令和 11 年（2029 年）7 月 1 日

継続生産車：令和 13 年（2031 年）7 月 1 日

#### (2) 装置型式指定規則の一部改正

「電気自動車に係る協定規則（第 100 号）」及び「車両接近通報装置に係る協定規則（第 138 号）」の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の版数を以下のとおり改める。

第 100 号第 3 改訂版	⇒	第 100 号第 4 改訂版
第 138 号改訂版	⇒	第 138 号第 2 改訂版

### (3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

協定規則第 155 号の改訂に伴い、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 99 条の 3 第 1 項及び道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき特定改造の許可を申請する者が、当該特定改造を適確に実施するに足る能力（サイバーセキュリティの確保に係る能力並びにプログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る能力）を有するかどうかの審査を受ける際に独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

### (4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

- ① 協定規則第 155 号の改訂の採択に伴い、法第 99 条の 3 第 1 項の許可の対象となる自動車に二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車を加えることとする。
- ② プログラム等の適切な管理及び確実な改変を確保するために必要な業務管理システムに関する要件及びサイバーセキュリティを確保するための業務管理システムに関する要件の審査を個別に行い、その基準適合性を確認した場合にはそれぞれ能力基準適合証明書を交付することとする。
- ③ その他所要の改正を行う。

### (5) 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

- ① 協定規則第 100 号の改訂に伴い、高電圧にて作動する原動機を備える大型車両に、識別のための表示を義務づける（第 21 条、第 99 条、第 177 条関係）  
【適用時期】  
新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日  
継続生産車：令和 9 年（2027 年）9 月 1 日
- ② 協定規則第 138 号の改訂に伴い、後退停止時における車両接近通報装置の発音を義務づける。（第 2 条及び第 67 条の 3 関係）  
【適用時期】  
新 型 車：令和 8 年（2026 年）9 月 1 日  
継続生産車：令和 10 年（2028 年）9 月 1 日
- ③ その他所要の改正を行う。

### (6) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について、所要の改正を行う。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和7年（2025年）1月10日

施 行：令和7年（2025年）1月10日

（2. (5)③の一部は、令和7年（2025年）1月11日施行）